

駐車場管理規程

1. 名称および所在地

名 称：扇沢駐車場

所在地：長野県大町市扇沢

2. 駐車場管理者

名 称：株式会社関電アメニックス くろよん観光事業部

所在地：長野県大町市平2010-17

電 話：0261-22-2704

第1章 総則

(通則)

第1条 扇沢駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

(契約の成立)

第2条 駐車場管理者（以下「管理者」という。）は、駐車場の利用者（以下「利用者」という。）に対し、駐車場を利用させ、利用者は、管理者に対し、駐車料金を支払う。

2 利用者は、この規程の定めを承認のうえ、駐車場を利用するものとする。

(営業時間)

第3条 駐車場の利用時間は、毎日0時から24時までの24時間とする。

(利用期間の制限)

第4条 駐車場の1回の利用は、利用開始日から起算して11日目の営業時間終了時までを限度とする。ただし、やむをえない事情により、管理者が承認したときは、この限りでない。

(営業の休止等)

第5条 管理者は、次の場合において駐車場の全部または一部について、営業の休止、駐車場の隔絶、車路の通行止めおよび車両の退避（以下「営業の休止等」という。）を行うことができる。

(1) 自然災害、火災、浸水、爆発、施設または器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生しまたは発生するおそれがあると認められる場合

(2) 保安上営業の継続が適当でないと認められる場合

(3) 工事、清掃または消毒を行うため必要があると認められる場合

(駐車できる車両)

第6条 駐車場に駐車することのできる車両(自動二輪車および原動機付自転車を含まない。以下同じ。)は、積載物または取付物を含めて長さ5.0m、幅2.1m、高さ2.6mおよび重量4tを超えないものに限る。

2 自動二輪車および原動機付自転車は、駐車場に駐車することができない。

第2章 利用

(駐車場の入出等)

第7条 車両が入庫するときは、自動発券機から駐車券の交付を受け、白線で表示された所定の駐車位置に入庫するものとする。

2 車両が出庫するときは、駐車料金自動精算機に対し、入庫時に交付された駐車券を返納し、駐車料金を支払い、出庫するものとする。

3 駐車場の管理上必要があるときは、出入口の一部を閉鎖することができる。

(駐車位置の変更)

第8条 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

(駐車場内の通行)

第9条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 速度毎時15キロメートル以下で走行すること
- (2) 追い越しをしないこと
- (3) 出庫する車両の通行を優先すること
- (4) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること
- (5) 標識、信号機の表示または係員の指示に従うこと

(遵守事項)

第10条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙したり、火気を使用したりしないこと
- (2) 紙屑、ぼろ布、吸殻等のごみは各所定の容器に入れること
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、倉庫の中にみだりに立ち入らないこと
- (4) 自動発券機および駐車料金自動精算機にみだりに近づかないこと
- (5) 運転者は、駐車場で、飲酒、賭け事、騒音を発する行為等をしないこと
- (6) 駐車場内において宿泊しないこと
- (7) 車両を洗淨しないこと
- (8) 車両を修理する場合は、所定の駐車位置において行うこと

- (9) 場内の施設、器物、他の車両およびその取付物等に損傷を加え、または、事故を発生させたときは直ちに係員に届け出ること
- (10) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドアおよびトランクは施錠して盗難防止に努めること
- (11) 駐車場内では、営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為は絶対にしないこと
- (12) その他業務または他の利用者に迷惑となる行為をしないこと

(入庫拒否)

第11条 管理者は、駐車場が満車であるときは駐車受付を停止するほか、次の場合には駐車を断り、または、車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設もしくは器物または他の車両、その積載物もしくはその取付物を損傷または汚損するおそれがあるとき
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載または取付けているとき（車両備付のガソリン携帯缶を除く。）
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき
- (4) 非衛生的なものを積載もしくは取付けているとき、または、液汁を溢出もしくは溢出すおそれがあるとき
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき

(出庫拒否)

第12条 管理者は、次の場合には駐車した車両の出庫を拒否することができる。

- (1) 利用者が正当な理由なく駐車券を返納しないとき
- (2) 利用者が正当な理由なく駐車料金を支払わないとき

(事故に対する措置)

第13条 管理者は、駐車場において事故が発生しまたは発生するおそれがあるときは、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

第3章 駐車料金および算定等

(駐車料金)

第14条 駐車料金は、車両1台につき次の表のとおりとする。

駐車場区分	駐車料金	
1 段目駐車場	駐車時間 1 2 時間まで	金 1, 0 0 0 円
2 段目駐車場	以降 1 2 時間ごとに	金 1, 0 0 0 円
3 段目駐車場	駐車時間 2 4 時間まで	金 1, 0 0 0 円
4 段目駐車場	以降 2 4 時間ごとに	金 1, 0 0 0 円

(消費税を含む)

2 利用者が駐車券を紛失して駐車時間が不明のときは、駐車料金は5,000円とする。

(駐車サービス券)

第15条 利用者が駐車券を返納する際、管理者が発行する駐車サービス券をあわせて提出したときは、利用者は、前条第1項により算定された駐車料金から駐車サービス券の券面額を減じた金額を支払って出庫することができる。

(駐車時間)

第16条 駐車料金を算定するための駐車時間は、入庫時に交付した駐車券に記載した時刻から出庫時に駐車券を返納した時刻までの時間とする。駐車時間内での修理、駐車位置の変更等のため車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(不正利用者に対する割増金)

第17条 利用者が所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その2倍相当額の割増金を収受する。利用者が駐車券または駐車サービス券を偽造または変造したときも同様とする。

第4章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第18条 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条に規定する利用期間を超えて車両を駐車している場合において、管理者は当該利用者に対し、通知または駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき、または、管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者および使用者をいう。以下同じ。）に対し、通知または駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対し、車両の引渡しその他の異議または請求の申立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合において、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意または重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第19条 管理者は、前条第1項または同条第2項の場合において、利用者または所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第20条 管理者は、第18条第1項または同条第2項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者もしくは所有者等に通知しまたは駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第21条 管理者は、利用者および所有者等が車両を引取することを拒みもしくは引取ることができず、または、管理者の過失なくして利用者および所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知または駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から1ヶ月を経過した後、利用者へ通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用に（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知しまたは駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに第三者を立ち合わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知しまたは駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金ならびに車両の保管、移動および処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

第5章 保管責任および損害賠償

(保管責任)

第22条 管理者は、利用者に対し、駐車券を交付した時から、同券を返納させた時までの間、車両の保管責任を負う。

2 管理者は、駐車券を返納させて車両を出庫させた場合においては、故意または重大な過失があるときを除き、車両に関する責任を負わない。

(利用者に対する損害賠償責任)

第23条 管理者は、利用者に対し、車両保管にあたり損害賠償責任を負担するときは、車

両の滅失または損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

(車両の積載物または取付物に関する免責)

第24条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物または取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

(免責事由)

第25条 管理者は、次の事由によって生じた車両または利用者の損害については、賠償の責を負わない。

- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
- (2) 当該車両の積載物または取付物が原因で生じた事故
- (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた盗難、衝突、接触その他駐車場内における事故
- (4) 第5条の規定による営業停止等の措置
- (5) 第13条の規定による措置

(利用者に対する損害賠償請求)

第26条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を被ったときは、当該利用者に対し、その損害の賠償を請求する。

第6章 雑則

(この規程に定めのない事項)

第27条 この規程に定めのない事項については、法令の規定に従って処理する。